



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>
令和元年7月吉日
<発行者>
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合
理事長 山田 諒司
※組合事務所
日進市赤池町箕ノ手2番地1155
Tel/Fax. (052) 807-3126
<ホームページアドレス>
<http://www.nisshin-akaike.com/>

「令和元年度のごあいさつ」

理事長 山田 諒司

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、区内では、平成30年度までの整備完了エリアにおきましては、建築活動が活発化し、街並み形成も進みつつあります。

保留地販売につきましても、昨年11月25日に第一期保留地販売を行い、その後の随意契約も含め、現時点では7筆の処分を行うことができました。引き続き、保留地販売中ですので、よろしく願いをいたします。

組合ホームページにも詳細を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

さて、令和元年度の工事関係につきましても、昨年度に引き続き、地区南側エリアを中心とした造成整地工事と、調整池工事、地区南東部の道路築造工事等を進め、3頁の「年度別施工予定図」での工事完了を目指して工事を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、現在移転等の関係で仮住まいをされている方々に対して、移転先の造成工事・ライフライン整備を行い、一日も早く宅地を利用していただけるよう工事を進めておりますので、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

なお、PRIMETREE AKAIKE（プライムツリー-赤池）への多くの来場者により、区内での賑わいが増し、交通量も増しています。工事に際しては、皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますが、地域住民の安全第一で工事をしてまいります。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

宅地（保留地）分譲中

組合では、現在、宅地（保留地）を分譲中です。
詳細は組合ホームページをご覧ください。

日進赤池ヒルズ

検索



<http://www.nisshin-akaike.com/>

◇ 目次 ◇

- ・令和元年度のごあいさつ …1頁
- ・平成30年度第2回総代会報告 …2頁
- ・平成30年度第3回総代会報告 …2頁
- ・年度別施工予定図 …3頁
- ・組合からのお願い …4頁

平成31年2月7日(木)開催の平成30年度第2回総代会において、移転補償契約1件を平成30年度と平成31年度の2力年の補償として契約したい旨の債務負担行為について上程され、原案どおり可決承認されました。

平成30年度第3回総代会

平成31年3月14日(木)開催の平成30年度第3回総代会において、提案した3議案について、すべて、議決・承認されました。

議案	内容
議案第1号	繰越について ※平成30年度予算の内、繰越金、工事費、補償費の一部、7億4970万円を翌年度(平成31年度)へ繰越
議案第2号	債務負担行為について 区画道路築造費、水路築造費、整地費の一部において、平成30年度と、平成31年度の2力年の工事として契約したいため
議案第3号	平成31年度経費収入支出予算について

○平成31年度予算の概要は以下のとおりです。

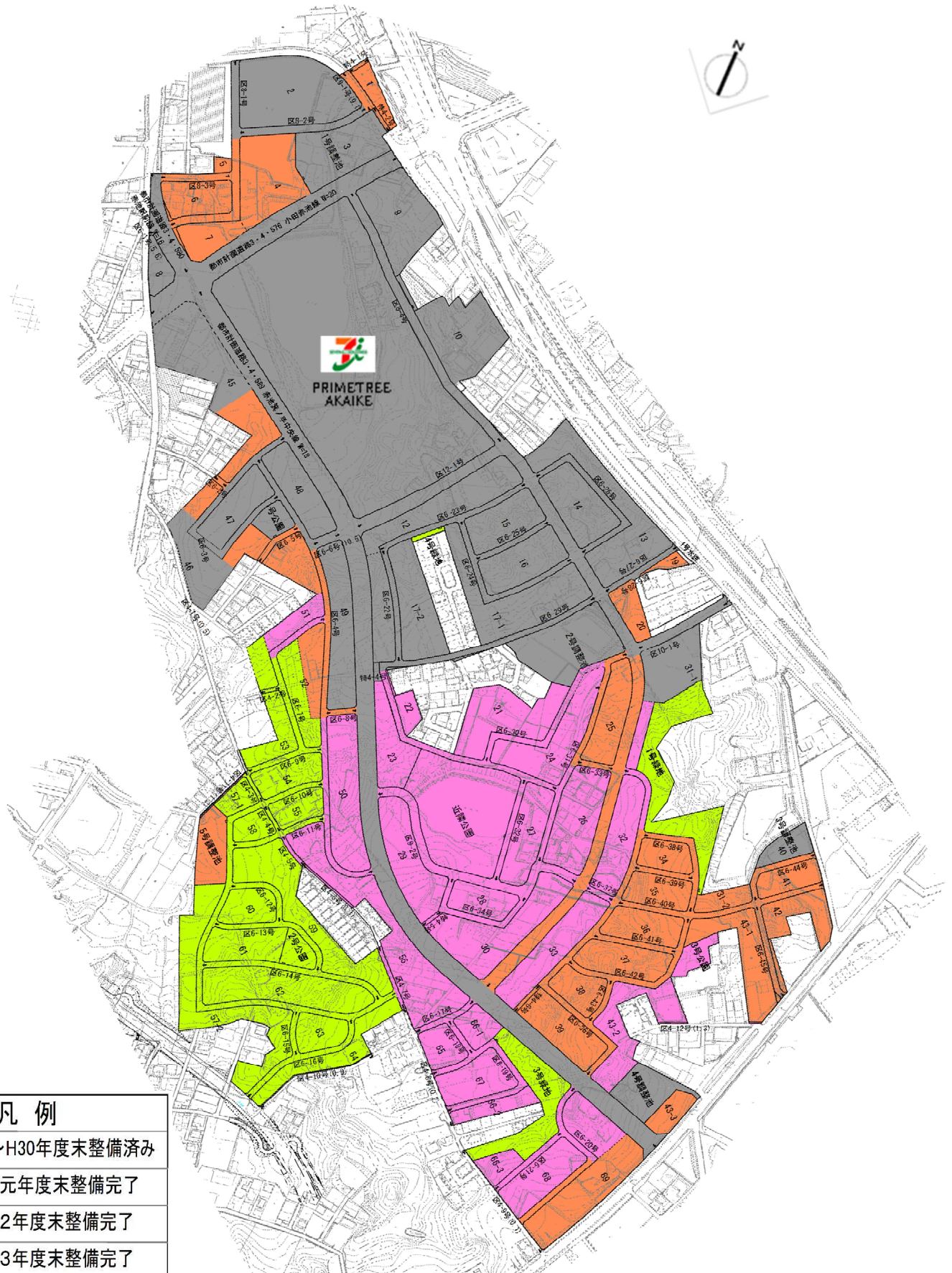
平成31年度予算(概要)

収入額	金 2,181,000千円
支出額	金 2,181,000千円
差引残額	0千円

収入の部	科目	予算額(千円)	説明
	保留地処分金	682,700	保留地処分金
	国庫補助金	133,500	平成31年度国庫補助金(内43,500千円はH30年度債務負担行為)
	助成金	130,000	平成31年度市補助金
	雑収入	27,245	預金利子、諸証明手数料等
	借入金	0	
	繰越金	1,207,555	前年度繰越金
	収入合計	2,181,000	

支出の部	科目	予算額(千円)	説明
	工事費	1,319,500	道路築造費、水路築造費、整地費等(内72,000千円はH30年度債務負担行為、729,500千円はH30年度繰越)
	補償費	475,020	建物等移転補償費等(内約43,723千円はH30年度債務負担行為、20,200千円はH30年度繰越)
	負担金	240,000	上・下水道新設
	調査設計費	68,000	事業計画変更、工事実施設計等業務、工事施工管理等業務、補償調査、仮換地指定変更、常用測量等
	会議費	730	総代会費、役員会費、諸会議費
	事務所費	49,280	事務委託費、役員報酬、費用弁償、事務職員給料、事務所運営費等
	利子償還金	0	
	雑支出	2,850	県・市連合会費等
	予備費	25,620	予備費
元金償還金	0		
支出合計	2,181,000		

現時点での年度別施工予定図です。こちらの着色年度は道路・宅地整備が完成する年度を表現しています。（※今後、変更となる場合があります。）



組合からのお願い

・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- | | |
|--------------------|------------------------------------------|
| ① 売買されたとき | ④ 複数名義から単独名義になったとき |
| ② 贈与、相続されたとき | ⑤ 合筆、分筆されたとき |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

立入時間：日の出より日没まで

組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）